

## 都教委の国旗・国歌おしつけの行政を断罪した東京地裁判決について（談話）

2006年9月22日

日本高等学校教職員組合

書記長 加門 憲文

東京地裁は9月21日、卒業式、入学式において国歌斉唱をする義務はないことなどを求めた訴訟について、原告の主張を全面的に認める判決をだしました。

同判決は、都教委の卒業式、入学式での国旗・国歌の扱いに関する「10・23通達」、職務命令は「思想、良心の自由」を侵害しているという判断を示しました。

そのうえで、判決は、①学習指導要領は「教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準に止めるべきもの」とし、そこに謳われている国旗・国歌条項は「教職員に対し、入学式、卒業式等の国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏する義務を負わせているものと解することは困難」と断じ、②「10・23通達」およびこれに関する都立学校の校長に対する一連の指導等は、教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして違法としました。そして、③国歌を斉唱する義務、ピアノ伴奏をする義務を負うものと解することはできないとのべ、被告都教委は懲戒処分等をしてはならない旨命ずると結論づけ、慰謝料の支払いをも命じました。

この判決は、憲法・教育基本法を上位法として踏まえ、その精神にのっとり審判を下しており、きわめて大きな意義があります。憲法を破るとまで言い放った石原都知事やそのもとで教育基本法をないがしろにしてきた都教委の国旗・国歌に関する強圧的な行政を全面的に断罪したものとなっています。

また、「国旗・国歌」について、「日の丸・君が代は、明治時代以降、第二次世界大戦終了までの間、皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱として用いられてきたことがあることは否定しがたい歴史的事実」とのべ、国旗掲揚・国歌斉唱に反対する者の「思想・良心の自由」は憲法上保護に値する権利というべきだと、憲法判断を下しています。

日高教は、この東京地裁判決を全面的に支持し、都教委は控訴することなく、この判決に服し、これまでの教育行政を正すよう求めるものです。同時に、改憲策動、それと一体の教育基本法改悪の動きがつよまっているなかで、そのくわだてに反対し、憲法・教育基本法を守り生かすとりくみに全力をあげる決意を明らかにするものです。